

令和5年11月 9日（木）

令和5年河南町議会11月臨時会議会議録

（第 1 号）

河 南 町 議 会

令和5年河南町議会11月臨時会議会議録

年 月 日 令和5年11月9日（木）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （10名）

1 番 高 田 伸 也

3 番 河 合 英 紀

5 番 力 武 清

7 番 廣 谷 武

9 番 福 田 太 郎

2 番 松 本 四 郎

4 番 大 門 晶 子

6 番 佐々木 希 絵

8 番 浅 岡 正 広

10番 中 川 博

欠 席 議 員 （0名）

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長

教 育 長

総 合 政 策 部 長

総 務 部 長

住 民 部 長

健康福祉部長兼総合保健福祉センター長

ま ち 創 造 部 長

ま ち 創 造 部 理 事

総合政策部秘書企画課長

総合政策部危機管理室長

総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

総務部人事財政課長

総務部契約検査室長

総務部副理事兼施設営繕課長

総務部副理事兼まち創造部副理事

住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長

住民部保険年金課長

住 民 部 税 務 課 長

森 田 昌 吾

中 川 修

渡 辺 慶 啓

多 村 美 紀

大 門 晃

田 村 夕 香

安 井 啓 悦

玉 田 武 久

森 口 竜 也

木 矢 哲 也

田 中 啓 之

後 藤 利 彦

岩 根 有津佐

牧 野 勉

中 崎 誉 之

北 野 朋 子

桶 本 和 正

渡 辺 恵 子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

和田 信 一

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

辻 元 哲 夫

まち創造部地域整備課長

藤 木 幹 史

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

中 海 幹 男

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

中 筋 美 枝

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

谷 道 広

教 ・ 育 部 教 育 課 長

藤 井 康 裕

教 ・ 育 部 こども 1 ばん課長

山 田 恵

教 ・ 育 部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 学 校 給 食 センター 所 長

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

梅 川 茂 宏

課 長 補 佐

門 林 純 司

課 長 補 佐

上 野 文 裕

会議録署名議員

4 番 大 門 晶 子

5 番 力 武 清

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 5 まで

令和 5 年河南町議会 11 月臨時会議

令和 5 年 11 月 9 日（木）午前 10 時 10 分開議

議 事 日 程（第 1 号）

日程第 1	会議録署名議員の指名	6
日程第 2	会議期間の決定について	6
日程第 3	諸般の報告	7
日程第 4	議案第 18 号 河南町コミュニティバス運行に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	8
日程第 5	議案第 19 号 令和 5 年度河南町一般会計補正予算（第 4 号）	17

議 事 の 経 過

午前 10 時 10 分開議

○議長（中川 博）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和5年河南町議会11月臨時会議を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中川 博）

臨時会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審査結果、会議日程、議事日程、例月出納検査の結果報告は、タブレット805、令和5年11月9日、11月臨時会議のフォルダに送信しております。ご確認ください。

それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、4番 大門議員、5番 力武議員を指名いたします。

○議長（中川 博）

日程第2 会議期間の決定についてを議題といたします。

先ほど開催されました議会運営委員会の審議結果により、本臨時会議の会議期間については本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間につきましては、本日1日と決しました。

○議長（中川 博）

ここで、令和5年河南町議会11月臨時会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がござい

ましたので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

本日、令和5年河南町議会の11月臨時会議に際しまして、議員の皆様方にはお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

さて、本臨時会議にご提案申し上げます案件でございますが、条例案件が1件と予算案件が1件でございます。

まず、条例案件でございます。

議案第18号 河南町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。金剛自動車株式会社の路線バス事業廃止に伴いまして、新たな交通サービスに関する項目を、本町で既に施行している町コミュニティバス運行に関する条例の中に新たに規定するものでございます。

次に、予算案件でございます。

議案第19号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第4号）でございます。これまで金剛自動車株式会社が運行してきました路線等について、令和5年12月21日以降、新たな交通サービスにより運行を実施するための所要の経費を計上させていただいております。

詳細につきましては、後ほど担当からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第3 諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告は、監査委員から9月分の例月出納検査の結果報告がございました。先ほどのタブレット805でございます。いずれも正確に処理されていたという内容でございます。監査委員、また議会選出の監査委員である力武議員におかれましては、お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（中川 博）

お諮りいたします。

日程第4 議案第18号 河南町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第18号について、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第4 議案第18号 河南町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットは807、令和5年11月8日議案送付、11月臨時会議議案一式、令和5年河南町議会11月臨時会議資料の4ページをご覧ください。

#### 議案第18号

河南町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

河南町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年11月9日提出

河南町長 森 田 昌 吾

提案理由を説明させていただきます。

このたび、令和5年12月20日をもって、金剛自動車株式会社がバス事業を廃止することを表明されました。これを受け、住民生活における重要な移動手段となるバス路線を維持するため、関係市町村と連携し、コミュニティバス方式で運行を続けてまいります。

運転士不足などを十分に確保ができたとは言えず、本町が道路運送法第79条の規定による登録を行い、現在、町内を運行しておりますカナちゃんバスの路線の区域を拡張して運行を行う必要性が生じたので、現行の町内循環路線バスの金額に、新たに広域にまたがる路線の運行を行うための広域路線の金額と定期乗車券の使用料を追加するものでございます。

それでは、改正文の朗読につきましては、新旧対照表の説明により代えさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第3条でございます。

第2項は、今回、新たに規定するもので、これまでは町内循環のみの運行でありましたが、12月21日以降、富田林駅へ乗り入れるなど、市町村界をまたいで運行する路線を新たに拡張路線として運行いたしますので、これまでの町内循環を「循環路線」、市町村界を越えて運行する路線を「広域路線」と定義し、それぞれ区分するものでございます。

条例では、最大料金を設定し、各バス停ごとの料金は、現行の金剛バス運賃を規則で定めます。

第3項は、新たな条項の追加に伴う項ずれでございます。

第5条でございますが、使用料、運賃を定める別表を示す規定で、運賃につきましては、普通料金を別表第1とし、新たに第3項に定期乗車券を別表第2に規定するものと定めております。

めくっていただきまして、8ページ、別表第1でございますが、新たに広域路線における運賃の上限を追加して定めております。なお、当該料金につきましては、現行の金剛自動車株式会社の運賃体系をそのまま踏襲し、当面の間は同額とすることが4市町村協議会において承認されております。

その下、別表第2につきましては、通勤通学などの定期乗車券の上限を規定しています。別表第1と同様、定期乗車券の使用料につきましても、現行の金剛自動車株式会社のものをそのまま踏襲し、当面の間は同額といたします。

最後に、附則でございます。

令和5年12月21日から施行することといたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

急遽招集された議会なんですけれども、金剛バス自動車の廃止に伴う条例改正ということで提案があったわけなんですけれども、時間がなかったんかどうかわかりませんが、この条例改定の中に、急遽つくられた改定の中で幾つか質問させてもらいますけれども、まず、循環路線と広域路線が新たに定義されていますけれども、もう少し詳しく、広域路線の定義というの、協議会なり、提案されている部分についての定義をもう少し詳しく定めて、説明を求めたいというふうに思います。

それと、8ページ目の運賃があるんですけれども、この中に僕が入れてほしいのは、障がい者の運賃及びその同乗者、介護者ですね、これが本来ならば入れるべきではないかなというふうに思っているんですけれども、急いでつくられたもんやから、それはあえて入れなかったのか、入れる気はないのか、そのあたり、入れるべきだと私は思っているんですけれども、そのあたりの、障がい者とその同乗者、介助者の運賃はどないなるんか、規則で定められるんだったらそれで結構なんですけれども、そのあたりをちょっと答弁願いたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、広域路線の定義というところでございますけれども、循環路線と広域路線という書き方をさせていただきまして、循環路線、先ほど申し上げたとおり、河南町内を、今、カナちゃんバスという形で巡回している、こういう循環路線と、広域路線につきましては、広域をまたがる、市町村界をまたがる路線という意味で、広域路線というふうに定義させていただいております。

障がい者と同乗者の金額等のお話でございますけれども、この条例、先ほども申しましたとおり、上限を定めるだけで、今、載せさせていただいております。細かい路線等、また同乗者、小さい子供さんについて、お二人以上乗っていたら一人分がまた要るとか、障がい者の部分についても、金剛バスの金額、運賃を踏襲するということをまず上げて、それから規則のほうで細かいところは定めていきたいと思っております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5 番（力武 清）

定義のほうは、よく分かりましたんで、混乱しないように、ちょっと使い分けをきちんとしておかないと、またがってというようなことで、今後、こういう循環バスを、広域路線ということで言えば、もう少し突っ込んで言えば、路線バス、近鉄バスが入ってくる、この路線バスは、また路線バスという表現にされるのか、言葉の使い分けですね、使いこなすというか、そのあたりは、近鉄バスの場合はどういう表現にされるのかということと、使い分けをきちんとしておかないと混乱になるんじゃないかなという思いがあって、そういうふうに質問させていただきました。

近鉄バスの位置づけはどうされるのか、再度質問させていただきたいのと、障がい者運賃及び子供さん、小さいお子さん、私の質問は障がい者を介助する、介護する人に対する、同乗者をどのようにされるのか、そのあたり細かい、現行と変わらないのか、現行との関係でどうされるのか、ちょっと再度質問させていただきたいと思います。

○議長（中川 博）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

先ほど、近鉄バスとの見解はとかいうお話でしたけれども、今、こちら条例で定める部分は河南町のコミュニティバスに関することを定めております。

近鉄バスは、道路運送法4条で走られますので、ここに該当するものではございません。ただ、料金のほうは、現行の金剛バスの運賃を近鉄バスさんも利用されるということは聞いております。

あと、障がい者のほうの規定のほうは、現在も河南町コミュニティバス運行に関する条例施行規則でございます。こちらのほうにも規則で定めておりますので、今回も規則のほうで定めていきたいと思っております。

○議長（中川 博）

よろしいですか。ほかにございませんか。

佐々木議員。

○6 番（佐々木希絵）

料金を決めるためのこの条例なんですけれども、この料金自体にももちろん不満はないんで

す、今と同等でやっている。でも、今後のことを考えて、少しバッファーを持たせた料金、これって上限設定なので、ということもしてもよかったのかなと思うんですけども、それをしないのは何でかというところと、取りあえず金剛バスと同じ料金設定であるというのは、このようなどたばたした中で受け入れるんですけども、今後どうしていくのか。

一部の住民さんの中には、もっと高く取らなアカンという人もいてるやろうし、もっと安くじゃないと嫌やという人もいるやろうし、要は住民さんが今の今まで、多分12月21日まで割と置いてけぼりの中でどたばたと議論が進められているような状況なので、これからは実際に乗っていただく方の声というのをどうやって、この料金をはじめとして、ほかのことにも反映させていくのか、そのやり方、どう考えているのかとか、手法とかを教えていただきたいです。

○議長（中川 博）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

議員おっしゃるとおり、今回は金剛バスの料金を踏襲するという形で定めさせていただいております。

今後、4市町村の協議会でもそのようなご意見もあって、料金改定につきましては、いろいろと調査する必要があると。近隣市町村と、また近鉄バス、南海バスも入ってきます。そこらの、最低2キロまでの金額等も、初めの金額がもう設定金額違っておりますし、そこらを合わせるというところもあります。また、住民の声ももっと拾っていかないといけないということも協議会の中でおっしゃっていただきましたので、広域にまたがるこの路線の部分の金額につきましては、広域協議会でまた時間をかけて考えていかれるということになっております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

広域協議会では、実際にバスに乗る住民さんが多く入っているわけではないじゃないですか。なので、実際に乗っている方の声というのを一番大事にしたら、もっと利用者が広がっていくと思うんですね。

今、カナちゃんバスやったら、アンケート用紙とかもちよこつと置いていると思うんですけども、そういうような対応でもいいので、何らか、実際乗る人の声というのをどうやっ

て拾っていくのか。最終的に拾った声を協議会にかけるというのは分かるんやけれども、それでも、ほんまやったら実際に乗る人が最終決定権を持つぐらいやないとあかんと思うんやけれども、今の現段階としては、それは分かるんやけれども、その声というのを拾っていくやり方というの、今、説明はなかったの、どういうふうを考えておられるのか、聞きたいです。

○議長（中川 博）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

住民さん、利用者の声という拾い方って、いろいろあるかと思います。乗車されているときにアンケートをすとか、また無作為に抽出した方にアンケート用紙を送るとかいうような、いろんなやり方があるかと思います。

その辺も、こちらもまた声を出して、協議会、担当者会議もございますので、やり方については、今後、協議をしていきたいと思っております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

要は、この河南町がお金を出して走らすバスの分でも、その声の拾い方すら河南町が決定して勝手にやるということとはできない、全ては協議会にかかって、そこで決めないとアンケートすら取れないような状況ということなんですかね。ちょっとその辺はうまく、住民さんの声との乖離がどんどん進んでいくような形になっているんじゃないかなと今聞いていて思うんですけども、そのあたりの予防策みたいなのはちゃんとされると乖離をしない——私が今聞いた中では乖離はしていくだろうというふうにしか思えないんですけども、それで間違いないのか、違うよというのであれば、何かそういうのがあれば教えてほしい。

○議長（中川 博）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

河南町が決して意見を言えないわけではございません。対等に担当者会議等も持ち、またその協議会でも対等にお話しできる場であると思っております。

広域にまたがるということは、河南町の住民さんだけが乗るバスではないということで、4市町村の全体の声を拾っていくということも大事だと思っております。

○議長（中川 博）

ほかに。

大門議員。

○4 番（大門晶子）

まず、料金設定、現行のまま当面の間引き継いでいただくということで、定期券のお金とか決めていただいたんですが、今、現行では回数券なんかも発行されているんじゃないかと思ったりしていますし、またコミュニティバスの定期はどこで、そしたら買えるのかということもちょっと気になりますので、そこら辺もちょっと教えていただけますか。

○議長（中川 博）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

今、ちょっと回数券のほうは、今後、なくしていこうという考えでございます。

定期券のほうは、ちょっとまだ交渉中とは聞いておりますけれども、富田林のきらめきファクトリーのほうで調整をしていただいていると、そこで定期券の販売等をしていただけるという、まだ現段階では交渉中ということでございます。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4 番（大門晶子）

使用料は町長が徴収するとなっていましたので、ちょっとコミュニティバスのことで気になったのでお伺いしたんですが、次に、佐々木議員と相関連するんですけれども、路線バスをこれからずっと維持していくということになると、受益者負担と費用比率というのは、やっぱり均衡を保っていくという努力をしないといけないというふうにも思っているんです。

これから、また廃止するというようなことにならないということにおいても、そのことは協議会のほうで言っていただきたいというふうに思っているんですけれども、コミュニティバスを自治体で今後運行するということになりますと、やっぱり過度に税金のほうに依存する——現在は仕方ないと思うんですけれども——交通システムは、やっぱり不安定で継続できないん違うかなというふうな危惧も持っていますので、もともと、それにしても、いずれにしても採算が取りにくいような料金設定、今、なっていて赤字というふうになっているんだったら、そのところは河南町としても運行経費と運行収入のバランス、図っていくという意味で、河南町としてどうあるべきかということをやっぱり考えて協議会のほうに持って

いつていただきたいと思うんです。そのことのお考えをお伺いしておきます。

○議長（中川 博）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

河南町として、たくさんの路線がございます。5路線以外の部分の補完する部分もございますので、その辺は十分考えた上で、またご利用者の人数等も考えて、今後は協議会のほうにもまた提案していきたいと思っております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

あと、今、コミュニティバスが100円で走っているということなんですね。今、住民さんの利用状況、この前からずっと見ているんですけども、うちの白木線の便数、お昼、随分減りまして、ほんで皆さんどうしてはるんかというたら、東山から大室に行く、富田林、喜志に出る便数は多いんですよ。そうすると、100円で乗り継いで向こうに出て、東山から向こうに、喜志に出る。帰ってくるときも、喜志に帰ってきたら、東山に帰ってきて乗り継いで、こっちの白木のほうにも帰ってくるという方が増えてはって、これからやっぱりそういうふうな利用状況というか、バスの運行状況を見ながら利用者数というのは増えてくると思うんですよ。

そうすると、路線バスに乗っていただくということももうちょっと視野に入れて、何とか路線バスのほうの、動かすので、そこを動かすのに乗っていただくという工夫も必要かなというふうに思っているんです。

できるだけ、やっぱり路線バスのほうにもご利用いただくということにおいては、コミュニティバスのお金もどうするかということもやっぱりちょっと考えて、100円じゃなくて、もう少し値段を上げていく必要もあるんじゃないかなというふうに思うんです。

そのことも、ちょっと提案だけさせていただきたいと思うんですけれども、お願いしておきたいと思います。

○議長（中川 博）

提案でよろしいですか。

○4番（大門晶子）

はい、よろしいです。

○議長（中川 博）

ほかにごいませんか。

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、ほかの議員も言っておられた運賃についてですけれども、まずは先ほどのお話では、路線バスを引き継ぐ近鉄と南海バスは今回のこの条例には対象外、これはこれでいいと思うんですけれども、まず金額なんですけれども、近鉄バスと、それから南海バスは、これと同じような金額を合わせていくということは、基本的にはこれは法定協議会で定められているのかどうか。

そして、今後の運賃値上げにつきましても、それぞれ河南町独自で値上げするということじゃなくて、基本的にこれから永久的にというか半永久的といいますか、コミュニティバスが運行する限り、やはり路線バスと並行的に走る限り、法定協議会で必ずそれを決定していくのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

近鉄バス、南海バスの料金でございますけれども、前回の協議会のほうで、この近鉄バス、南海バスに限らず、このコミュニティバス全てが金剛バスの料金を踏襲するということは決まっておりますので、近鉄バス、南海バスも、今ある現行の金剛バスの料金で運行はされます。

今後ですけれども、金額の設定等は、公共交通会議、協議会ですけれども、ここで定めるということになっておりますので、勝手に金額を変更する等はできませんので、そちらは法律のほうでちゃんと定められております。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今のお話では、基本的に、やはり法律で定められた法定協議会のほうでこの運賃をこれから変えていくということを今確認しましたので、しっかりと、先ほど、ほかの議員もおっしゃっていますけれども、やはり収支のバランスも考えながら、ある程度受益者負担といいますか、負担してもらうところは負担してもらうということで、将来的に法定協議会でもやは

り検討していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中川 博）

ほかにござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでござひますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

討論ないようでござひますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第5 議案第19号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明にとどめていただきたいと思います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、提案理由を説明させていただきます。

続きまして、タブレットは11ページをご覧ください。

議案第19号

令和5年度河南町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度河南町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億716万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,174万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年11月9日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、12ページをご覧ください。

「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

歳入でございます。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税505万7千円の追加。

(款) 使用料及び手数料、(項) 使用料858万5千円の追加。

(款) 繰越金、(項) 繰越金6,264万9千円の追加。

(款) 諸収入、(項) 雑入3,087万5千円の追加でございまして、歳入合計で1億716万6千円の追加、補正後予算額を69億9,174万5千円とするものでございます。

めくっていただきまして、13ページ、歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費1億716万6千円の追加でございまして、歳出合計で1億716万6千円の追加、補正後予算額を69億9,174万5千円とするものでございます。

めくっていただきまして、14ページ、「第2表債務負担行為補正」でございます。

地域公共交通確保維持事業、期間は令和6年度、限度額9,213万4千円の追加でございます。

こちらは、金剛バス廃止に伴う代替交通のうち、本町が自家用有償旅客運送の形態で運行する路線の令和6年4月1日から令和7年1月31日までの10か月間の運行委託料について債務負担行為を設定させていただいているものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長(中川 博)

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ、質疑があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

なければ、お諮りいたします。

日程第5 議案第19号の審査につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第19号の審査につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで暫時休憩いたしますけれども、その前に、休憩の間、議案第19号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第4号）に関する審査について、予算・決算常任委員会の開催をお願いいたします。正副委員長及び各委員には、よろしく審査をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休 憩（午前10時44分）

~~~~~

再 開（午後 1時48分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第19号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第4号）について、予算・決算常任委員会委員長からの委員会審査結果報告を求めます。

高田委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（高田伸也）（登壇）

予算・決算常任委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、11月9日、令和5年河南町議会11月臨時会議において、予算・決算常任委員会に付託を受けました案件は、議案第19号の補正予算の案件についてであります。

付託された議案について、先ほど委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第19号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第4号）について、討論なし

で採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第19号、補正予算の案件についての審査結果の報告とさせていただきます。

なお、委員長より、理事者に対しまして申し上げます。

委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題等につきましては、早急に検討されるよう強く申し伝えておきます。

また、議長を除く全議員が委員であり、十分に審査いただいたと思っておりますので、質疑応答については省略をさせていただきたいと思います。

記録は、事務局に整理させていただいておりますので、後日にでもご覧いただければというふうに思っております。

以上で、予算・決算常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中川 博）

予算・決算常任委員会高田委員長の審査報告が終わりました。

慎重なる審査、お疲れさまでございました。

議長を除く全議員が委員として十分審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入りたいと思います。高田委員長、議席に戻っていただいて結構でございます。

これより討論、採決に入ります。

議案第19号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおりに可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上をもちまして、本臨時会議の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、本臨時会議の閉議に際し、町長より挨拶の申出がございましたので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和５年河南町議会11月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本臨時会議におきましてご提案をさせていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決賜り、ありがとうございました。

議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいりたいと思います。

さて、11月16日には４市町村による地域公共交通活性化協議会が予定をされております。今回ご可決いただきました条例予算についても協議いただきます。

今後も引き続き、近畿運輸局、大阪府と協議を行いつつ、４市町村が連携し、12月21日からの新しい交通サービスの開始に向けまして鋭意努力してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては、時節柄お体に十分ご留意いただき、ご活躍されんことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますけれども、閉議のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議におきまして字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思います。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして令和５年河南町議会11月臨時会議を閉会といたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

午後１時５３分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（４番）

署名議員（５番）